

## 宮城県・市町村共同電子申請運営委員会会則

### (設置)

第1条 宮城県電子自治体推進協議会規約第7条の規定に基づき、宮城県電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）に宮城県・市町村共同電子申請運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 運営委員会は、宮城県（以下「県」という。）及び県内市町村が共同で利用する電子申請・届出システム（以下「システム」という。）の調達方針、契約及び運営方法等を決定するとともに、共同利用の実施に必要な事項の運営を行うことにより、電子自治体の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス システムにより、住民等がインターネットを通じて自治体へ電子的に申請や届出等の行政手続きを行える行為を提供することをいう。
- (2) サービス提供事業者 第2条の目的に賛同する県及び県内市町村（以下「参加団体」という。）の総意をもって選定された事業者で、サービスを構築し、参加団体が住民等へサービス提供できるようにする事業者をいう。
- (3) 契約機関 サービス提供事業者と契約する機関をいう。
- (4) サービス提供期間 サービス提供事業者と契約して住民等へサービスを提供できる期間をいう。

### (事業)

第4条 運営委員会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) システムの調達に関する事項
- (2) システムの運営における住民等情報の登録、管理及び全般的な連絡・調整
- (3) システムのサービス内容に関する普及啓発
- (4) システムのサービス内容に関する調査・研究
- (5) 契約機関の選定
- (6) その他本運営委員会の目的達成に関する必要な事項

### (構成)

第5条 運営委員会は、次の各号で規定する委員で構成する。

- (1) 運営委員会の委員（以下「運営委員」という。）は、参加団体の情報化を所管する担当課長とする。
- (2) 運営委員会には、運営委員のほか運営委員会が必要と認める者をオブザーバーと

して出席させることができる。

(参加の要件)

第6条 サービス提供期間に新たに運営委員会へ参加しようとする団体は、別紙様式により参加申込みを運営委員長へ提出し、運営委員会総会の承認を経なければならない。

(参加団体の責務)

第7条 参加団体は、第2条に規定する目的を十分理解し、事業の円滑な遂行に協力しなければならない。

- 2 参加団体は、サービス提供事業者の調達手続開始以降、引き続き参加していくことが困難となった場合は、自ら速やかに他の参加団体と協議を行うものとし、他の団体に影響が及ばないようにしなければならない。
- 3 参加団体は、別に定める負担額を、別に定める方法により支払い、サービスを利用するものとする。
- 4 参加団体は、システム利用者のID、パスワードその他の個人情報を適正に管理するものとする。
- 5 参加団体は、システムの運営により生じた損害について、自らの故意又は過失による場合はその責任を負うものとする。これ以外の場合においては協力してその解決に当たるものとし、その責任の範囲については、個別の事案の態様に応じて運営委員会において協議して定めるものとする。

(合併)

第8条 参加団体が、参加しない他の市町村と合併し、合併後も参加する場合は、当該団体の合併議決後、速やかに書面にて運営委員長が別に定める事項を運営委員会に届け出なければならない。ただし、当該合併に係る市町村が複数ある場合は、参加団体のうち、任意の一団体が届け出ればよいものとする。

(脱退)

第9条 運営委員会から脱退しようとする参加団体は、当該年度の2月末日までに、運営委員会に対し脱退の意思を書面にて表明し、運営委員会総会の承認を得なければならない。

(サービス内容の利用追加・中止)

第10条 サービス内容の利用を追加又は中止しようとする参加団体は、運営委員会に対し追加又は中止の意思を書面にて表明し、運営委員会総会の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する場合であって、システム改修等による経費負担が発生する場合は、当該原因となる参加団体において合理的に負担するものとする。

(役員)

第11条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1人
  - (2) 副運営委員長 2人
- 2 運営委員長及び副運営委員長は、運営委員の互選によって決定する。
  - 3 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
  - 4 運営委員長に事故あるときは、副運営委員長がその職務を代理する。

(運営委員会総会)

第12条 運営委員会総会は、運営委員長が招集し、運営委員長がその議長になる。

- 2 運営委員会総会は、運営委員総数の過半（代理出席を含む。）が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会総会の議事は、原則、出席運営委員の全会一致の賛成で決するものとする。
- 4 前項の原則による議決が行われず事業運営の継続に重大な影響を及ぼすと運営委員長が判断した場合は、出席運営委員の3分の2以上の賛成により決することができるものとする。
- 5 第2項の規定に関わらず、総合行政ネットワークまたはインターネットを活用した電子メール等による運営委員会総会を開催することも可能とする。その場合の議決は、前項によるものとする。

(ワーキンググループの設置)

第13条 運営委員会は、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGは、参加団体の実務担当者等で構成する。
- 3 WGの構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会で定める。

(事務局)

第14条 運営委員会の庶務を処理する事務局を置く。

- 2 事務局は、県情報政策課内に置く。

(補則)

第15条 この会則で定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年11月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年1月13日から施行する。